

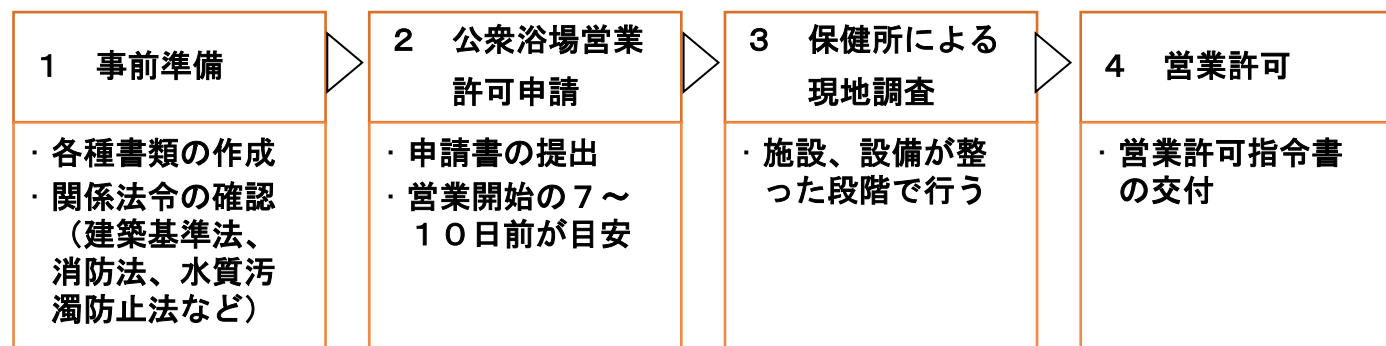
公衆浴場営業許可について

【はじめに】

公衆浴場の営業に当たっては、**公衆浴場法に基づく営業許可**を受ける必要があります。

公衆浴場営業施設の設置に当たっては、**建築基準法、消防法、水質汚濁防止法**などの様々な法令の規制を受けるので、営業許可申請の前に、各法令を所管する公所にも相談するようお願いします、また、一般公衆浴場設置の場合は、**既設の公衆浴場から少なくとも市部においては、二九〇メートル、町村においては三五〇メートルの距離を有することが必要**となります。

◆手続きの流れのイメージ



【公衆浴場営業許可申請時の提出書類等】

- 1 **公衆浴場営業許可申請書**（別紙：構造設備を含む）
- 2 **営業施設の構造設備の仕様書**※
- 3 **営業施設の配置図、平面図、断面図**（縮尺200分の1以上）※
- 4 **測量士又は測量士補が作成した最寄りの公衆浴場との距離実測図**（縮尺1000分の1以上）※
- 5 **申請者が法人である場合に**あつては、**定款又は寄附行為の写し**
- 6 **申請手数料 22,000円**（青森県収入証紙による納付）

問い合わせ先
 下北地域県民局地域健康福祉部保健総室（むつ保健所）
 生活衛生課
 住所：むつ市中央一丁目3-33
 TEL：0175-31-1388
 相談等で保健所へ来庁する際は、事前に電話連絡下されば幸いです。

構造設備基準

青森県公衆浴場施行条例・青森県公衆浴場規則抜粋

基準項目		個別基準項目			
一般公衆浴場（措置基準）	出入口	二重構造	サウナ室	適当な位置に給気口及び排気口又は換気設備*2*3	
		相当数の履物の格納設備		床は適当な勾配、清掃作業水の排水溝*2	
	脱衣室	金網等を備えた開放窓又は換気設備		入口の適当な位置に室内を見通しできる窓	
		相当数の衣類等の格納設備		室内の見やすい位置に非常用ブザー等を設置	
		洗面設備及び水飲み場		清掃のしやすい構造	
		浴室内を見通しできる構造		洗い場	開放窓又は換気設備
		男女別の区画（相互不干渉構造）			床は水が滞留しない勾配*2
		外部から見通しできない構造			床の最低部、勾配のある排水溝*2
	浴室	金網等を備えた開放窓又は換気設備			清掃のしやすい構造
		浴槽の上縁高、床・排水口・天井に適当な勾配付*1*2		男女別の区画（相互不干渉構造）@	
		男女別の区画（相互不干渉構造）	外部から見通しできない構造@		
		清掃しやすい構造	浴室	2号3号4号5号施設	
	外部から見通しできない構造	浴室内にいつ水等が逆流しない構造又は常時いつ水する構造*1			
	便所	金網等を備えた開放窓又は換気設備	露天風呂	浴槽	天井は適当な勾配
		流水式の手洗い設備			洗い場は上記サウナ風呂に定める基準を準用
		男女の区別（相互不干渉構造）		洗い場	露天風呂
	便利な場所	屋内に設けること			
	付帯露天	外部から見通しできない構造	クアハウス	浴室	上記サウナ風呂の洗い場の基準を準用
		洗い場を設けていない構造			サウナ風呂の洗い場及び上記露天風呂の浴槽の基準を準用（洗い場を設ける浴室を除く）
	付帯サウナ	浴槽内にいつ水が逆流しない構造*1	砂・おがくず	洗い場	上記サウナ風呂の洗い場の基準を準用
付帯サウナ		浴槽			付帯洗い場
			付帯露天風呂	洗い場を設けていない構造	
付帯サウナ		浴槽内にいつ水が逆流しない構造*1			
屋外施設	排水溝・沈でん槽 → 衛生害虫等の発生防止構造	付帯家族風呂	洗い場	サウナ風呂の洗い場の基準を準用（男女の区別及び相互に見通しできない構造は除く）	
	付帯家族風呂			浴槽	浴槽内にいつ水が逆流しない構造又は常時いつ水する構造*1
					天井は適当な勾配

*1 浴槽からのいつ水がないものであって、浴槽と給水給湯栓の最短距離が2m以内の場合は浴槽上縁30cm必要
 *2 適当な勾配：床面でおおむね100分の1.5以上、排水溝でおおむね100分の2以上
 *3 給気口は床面に近い位置、排気口は天井に近い位置に設置

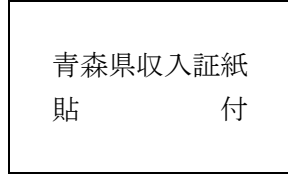
申請前に該当する上記基準項目のチェックをして下さい

[記入例]

申請書を提出する日付を記入

年 月 日

青森県知事 殿



申請者 住所 **むつ市大字〇〇町〇-〇〇**

(電話番号) **0175-31-1388**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 **株式会社下北浴場 代表取締役 下北 太郎**

生年月日 **平成3年 4月1日**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定による公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	株式会社 下北浴場
所在地	むつ市大字〇〇町〇-〇〇 (電話番号) 0175-31-1388
種類	アルカリ性単純温泉
構造設備	別紙のとおり
備考	

添付書類

- 営業施設の構造設備の仕様書
- 営業施設の配置図、平面図及び断面図（縮尺200分の1以上）
- 測量士又は測量士補が作成した最寄りの公衆浴場との距離実測図（縮尺1000分の1以上）
- 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

- 注 1 「種類」欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙

		構造設備						
面積	敷地面積	1580.0 m ²	建築面積	560.0 m ²	延べ面積	560.0 m ²		
建物の構造	木造(木造) コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造 その他() 1階建							
区分	脱衣室				水飲み場の場所	洗面設備の場所	便所	
	床面積	換気方法	照明	保温方法			便器数	種類
男	3.0 m ²	機械換気	300ルクス	暖房器具	脱衣所	脱衣所	大 1 個 小 1 個	水洗式(下水道・浄化槽)・くみ取り式
女	3.0 m ²	機械換気	300ルクス	暖房器具	脱衣所	脱衣所	大 1 個 小 1 個	
区分	浴室等							
		洗い場	一般浴槽	サウナ室	露天風呂	家族風呂	砂、おがくず等	附帯脱衣室
男	個数(室数)	1	2	1	1	1		1
	面積	9.8 m ²	2.2 m ²	9 m ²	1.2 m ²	1.2 m ²	m ²	6 m ²
	換気方法	機械換気		機械換気		機械換気		機械換気
	照明	300ルクス		120ルクス	150ルクス	300ルクス	ルクス	200ルクス
	保温方法	自然				自然		
	深さ		0.65m		0.65m	0.65m	m	
	浴槽の形態							
1 上縁の高さ		1 m		1 m	1 m			
2 浴槽と給水栓との最短距離		2 m		2 m	2 m			
3 常時いつ水する状態		3		3	3			
女	個数(室数)	1	2	1	1			
	面積	9.8 m ²	2.2 m ²	9 m ²	1.2 m ²	m ²	m ²	m ²
	換気方法	機械換気		機械換気				
	照明	300ルクス		120ルクス	150ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
	保温方法	自然						
	深さ		0.65m		0.65m	m	m	
	浴槽の形態							
1 上縁の高さ		1 m		1 m	1 m			
2 浴槽と給水栓との最短距離		2 m		2 m	2 m			
3 常時いつ水する状態		3		3	3			
区分	使用水(水道水、井戸水等の別)			その他の附帯施設			排水	
	浴槽水	上がり用水	飲料水	休憩室	娯楽室	その他	公共下水道 公共排水路 道路側溝 河川 その他()	
種類	温泉水	井戸水	水道水	和洋室	和洋室	和洋室		
面積				男 19.8 m ² 女 19.8 m ²	男 m ² 女 m ²	男 m ² 女 m ²		
備考								

- 注1 家族風呂については、男女のいずれかの欄に記入すれば足りる。
- 2 附帯施設としてサウナ室等を設ける場合も浴室等の欄に記入すること。
- 3 照明は、床面での明るさを記入すること。
- 4 保温方法は、暖房機器の有無その他特に保温に対して配慮すること(二重窓等)があれば記入すること。
- 5 浴室等の面積は、複数ある場合は合計面積を記入すること。
- 6 附帯脱衣室の欄には、浴室ごとに複数の脱衣室を設ける場合に記入すること。
- 7 浴槽の形態の欄は、3に該当する場合は3を○で囲み、1及び2の記入を要しない。
- 8 その他の附帯施設のその他の欄の()には、施設の種類を記入すること。
- 9 その他の附帯施設に運動機器、ゲーム機器等を設置する場合は、備考欄にその種類及び台数を記入すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする